

デジタル庁
令第十四号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年七月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

第九条 法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕ニ 略

ホ 当該申請に係る障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

ヘ 略

ト 略

二 児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕ニ 略

ホ 当該変更に係る障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

〔三〕五 略

第十一条 法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕ハ 略

二 当該申請に係る障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

ホ 略

ヘ 略

〔二〕四 略

第十九条 法別表第二の二十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

第九条 法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕ニ 同上

〔新設〕

ホ 同上

ヘ 同上

二 児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕ニ 同上

〔新設〕

〔三〕五 同上

第十一条 法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕ハ 同上

〔新設〕

ホ 同上

ヘ 同上

〔二〕四 同上

第十九条 法別表第二の二十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

「イ」チ 略

リ 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

「又」オ 略

「二」六 略

第二十九条 法別表第二の五十五の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第三条の求職者に対する資料の提示等の求めに関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

「一」三 略

四 当該求職者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

第三十条 法別表第二の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務 次に掲げる情報

「イ」ロ 略

ハ 避難行動要支援者に係る児童福祉法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者に対する証明に関する情報

「二」チ 略

リ 避難行動要支援者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

「三」コ 略

二 災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務 前号イからウまでに掲げる情報

三 災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務 次に掲げる情報

「イ」ロ 略

ハ 被災者に係る児童福祉法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者に対する証明に関する情報

「二」チ 略

リ 被災者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

「三」コ 略

第三十八条の三 法別表第二の六十九の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定め

「イ」チ 同上

リ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

「又」オ 同上

「二」六 同上

第二十九条 法別表第二の五十五の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第三条の求職者に対する資料の提示等の求めに関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

「一」三 同上

「新設」

第三十条 法別表第二の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務 次に掲げる情報

「イ」ロ 同上

「新設」

「ハ」チ 同上

「新設」

「リ」コ 同上

二 災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務 前号イからウまでに掲げる情報

三 災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務 次に掲げる情報

「イ」ロ 同上

「新設」

「ハ」チ 同上

「新設」

「リ」コ 同上

第三十八条の三 法別表第二の六十九の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定め

る情報とする。

一 母子保健法第九条の二第一項の母子保健に関する相談及び同条第二項の支援に関する事務

当該相談及び支援に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る同法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査（以下この条において「乳幼児健康診査等」という。）に関する情報

二 母子保健法第十条の保健指導の実施又は勸奨に関する事務 当該保健指導に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報

三 〔略〕

四 母子保健法第十二条第一項の健康診査の実施に関する事務 当該健康診査に係る幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報

五 母子保健法第十三条第一項の健康診査の実施又は勸奨に関する事務 当該健康診査の実施又は勸奨に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報

六 母子保健法第十七条第一項の妊産婦の訪問指導又は勸奨に関する事務 当該訪問指導又は勸奨に係る妊産婦に係る同法第十三条第一項の規定による妊産婦に対する健康診査に関する情報

七 〔略〕

八 母子保健法第二十二条第一項のことも家庭センターが行う同項第二号から第五号までに掲げる事業の実施に関する事務 当該事業の実施に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査等に関する情報

第四十二条 法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百十條第二項の特定就職困難者コー

ス助成金の支給に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該支給に係る労働者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ 当該支給に係る労働者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 当該支給に係る労働者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する

る情報とする。

〔新設〕

一 母子保健法第十条の保健指導の実施又は勸奨に関する事務 当該保健指導に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る同法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による乳児又は幼児に対する健康診査（以下この条において「乳幼児健康診査」という。）に関する情報

二 〔同上〕

三 母子保健法第十二条第一項の健康診査の実施に関する事務 当該健康診査に係る幼児に係る乳幼児健康診査に関する情報

四 母子保健法第十三条第一項の健康診査の実施又は勸奨に関する事務 当該健康診査の実施又は勸奨に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査に関する情報

五 母子保健法第十七条第一項の妊産婦の訪問指導又は勸奨に関する事務 当該訪問指導又は勸奨に係る妊産婦に係る乳幼児健康診査に関する情報

六 〔同上〕

七 母子保健法第二十二条第一項の母子健康包括支援センターが行う同条第二項第二号から第五号までに掲げる事業の実施に関する事務 当該事業の実施に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査に関する情報

第四十二条 法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百十條第二項の特定就職困難者コー

ス助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コー

ス助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コー

ス助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コー

ス助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コー

ス助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コー

情報

二 雇用保険法施行規則第一百十條第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第一百十八條の第二十項の障害者正社員化コース助成金、同令第一百二十五條第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五條の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二條第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一條の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五條第十八号の障害者雇用安定助成金の支給に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該支給に係る労働者に係る身体障害者福祉法第十五條第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ 当該支給に係る労働者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五條第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 当該支給に係る労働者に係る知的障害者福祉法第十一條第一項第二号ハの判定に関する情報

ニ 当該支給に係る労働者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八條第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

〔削る〕

第四十九條 法別表第二の九十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第三十七條第一項、第四十四條の三の二第一項又は第五十條の三第一項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〜ハ 略〕

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項（同法第四十四條の三の二第二項において準用する場合を含む。）の同法第三十七條第一項、第三十七條の二第一項又は第四十四條の三の二第一項の規定による費用の調整に関する事務 当該費用の負担を受ける感染症の患者（新感染症の所見がある者を除く。）に係る次に掲げる情報

〔イ〜ハ 略〕

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二條第一項、第四十四條の三の三第一項又は第五十條の四第一項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〜ニ 略〕

第五十五條 法別表第二の百八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする

二 当該支給に係る労働者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五條第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

三 当該支給に係る労働者に係る知的障害者福祉法第十一條第一項第二号ハの判定に関する情報

第四十九條 法別表第二の九十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第三十七條第一項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〜ハ 同上〕

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九條第一項の同法第三十七條第一項又は第三十七條の二第一項の規定による費用の調整に関する事務 当該費用の負担を受ける感染症の患者（新感染症の所見がある者を除く。）に係る次に掲げる情報

〔イ〜ハ 同上〕

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二條第一項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〜ニ 同上〕

第五十五條 法別表第二の百八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする

<p>る。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>「イ」リ 略</p> <p>ロ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報</p> <p>ハ 略</p> <p>ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>「イ」ト 略</p> <p>チ 当該変更に係る障害者又は障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報</p> <p>「三・四 略</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者に係る次に掲げる情報</p> <p>「イ」ニ 略</p> <p>ホ 難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報</p> <p>「六」十一 略</p>	<p>る。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>「イ」リ 同上</p> <p>「新設」</p> <p>ロ 同上</p> <p>ハ 同上</p> <p>ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>「イ」ト 同上</p> <p>「新設」</p> <p>「三・四 同上</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者に係る次に掲げる情報</p> <p>「イ」ニ 同上</p> <p>「新設」</p> <p>「六」十一 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この命令は、令和六年四月一日から施行する。